



1秒争う救急車 あなたも1秒考えて ～救急車の適正利用にご協力を～

# 消防だより

有田川町消防本部 052-59950  
吉備金屋消防署 052-59950  
清水消防署 025-1243

## 今年の出動等(累計)

火災……………8件  
救急……………1072件  
救助……………16件  
(平成26年10月31日現在)

### 暖房器具からの出火に注意

これからの季節、寒さも厳しくなり、暖房器具など火を取扱う機会が多くなります。取扱説明書などをよく読み安全な取扱い方法や火災を防ぐポイントを  
確認し、暖房器具による火災や事故を防ぎましょう。



### ●火災を防ぐポイント

\*ストーブの上で洗濯物を乾かしたり、周囲に燃えやすい物やスプレー缶などを置かない。



\*カーテンなどがストーブに接触しないようにする。



\*ストーブの近くでスプレーなどの引火の危険があるものは使用しない。

\*給油時は火が消えたことを確かめてから給油する。

カートリッジタンク式のもの、給油後、ふたを確実に締める。

\*就寝時や外出時は、必ず火を消す。



### 救急業務にご理解を

#### 救急搬送病院の選定方法

数年前、救急車で搬送中の重症患者が、行く先々で受け入れを拒まれ、数時間後に死亡する救急搬送が、全国で相次ぎ、平成21年に消防法の改正が行われました。そのため、傷病

者(急病やケガをされた方)の搬送と医療機関の受け入れをより適切、かつ円滑に行うための実施基準(ルール)の策定が各都道府県に義務付けられました。

#### ●医療機関の選定基準について

救急隊は、傷病者の観察結果、症状、病態に適した区分(脳血管障害、虚血性心疾患、急性腹症、外傷など)に対応できる医療機関リスト(※二次・三次医療機関)の中から、最も搬送時間の短い医療機関を選定することを原則としています。また、かかりつけ病院への搬送については、傷病者の症状、病態、重症度、搬送時間等を勘案し、救急業務を実施する上で、支障がない場合に搬送することができ、これを基準としています。

この基準は傷病者の状況に応じた適切な救急医療を行い、救命センターなど大病院への患者集中を避け、緊急を要する重症患者に対応できる地域の救急医療体制の維持も目的としています。

#### ●医療機関の收容可否について

医療機関への收容の可否照会は、



多くの場合、和歌山県救急医療情報をもとに、救急隊員が携帯電話で、直接、医療機関の当直医師等に傷病者の病態を伝え、收容の了解を得た上で、医療機関へ向かいます。しかし「救急患者対応中」、「専門医不在」、「ベッド満床」など、やむを得ない事情の場合もあります。

昨年、有田川町の救急隊が收容の可否について、問い合わせをした回数は、平均約2件で、多い場合は11件でした。

※二次医療機関とは医院、診療所などで対応できない病気やケガで、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関(有田市立病院・済生会有田病院・西岡病院・有田南病院など)。三次医療機関とは二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等、重篤な患者に対応する医療機関(和歌山県立医科大学附属病院・日本赤十字社和歌山医療センター)。

あなたの命と財産を守るため 付いていますか? 住宅用火災警報器

「すべての寝室と階段(2階以上の階に寝室がある場合)に設置が義務付けられています。」

